令和5年5月16日

通所系サービス事業所 管理者 様
居宅介護支援事業所 管理者 様 （介護支援専門員 様）

奄美市高齢者福祉課 課　長 西 幸一郎（印略）
奄美大島介護事業所協議会 会　長 盛谷 一郎（印略）
鹿児島県介護支援専門員協議会奄美大島・喜界島支部 支部長 中里 浩然（印略）

災害発生時の通所系サービス事業所の福祉避難所としての活用について

平素より奄美大島における適切な介護サービスの提供にご尽力賜り御礼申し上げます。

さて、3年超続いてきたコロナ禍も、マスク着用が個人の判断に委ねられ、又、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に引き下がられたことなどから、人々の意識も大きく変わり始めております。

こうした中、昨年夏の台風シーズンには、コロナ禍で医療機関や介護保険施設（短期入所）が一時避難を希望する要介護者等（要支援者を含む。以下同じ。）を受け入れることが難しい状況であったことから、奄美市と両協議会が協定を結び、介護保険法に基づく通所系サービス事業所について令和4年度に限って“福祉避難所”として指定し、台風来襲時に避難先が確保できない要介護者等を受け入れられるようにしました。実際に令和4年9月の台風14号来襲時には、3事業所で計9名の要介護者等を受け入れることができました。

現在、奄美市と両協議会では、要介護者等が安全に、かつ、安心して住み慣れた自宅で、地域で生活がおくれるようにするため、昨年度、限定的に通所系サービス事業所を福祉避難所として指定・活用した仕組みについて、対象とする災害を台風以外の全ての災害に拡大するとともに、恒常的な仕組みとすることを検討、協議しております。

つきましては、通所系サービス事業所におかれては、趣旨をご理解いただいた上、別添の意向調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。なお、回答期限は6月16日（金）12時とさせていただきます。また、介護支援専門員におかれては、担当する要介護者等の生活状況及び居住環境等を考慮して福祉避難所の利用の必要性についてご検討の上、今後、福祉避難所に指定された通所系サービス事業所と適切に連携し、要介護者等の円滑な避難についてご協力くださいますようお願い申し上げます。なお、全ての通所系サービス事業所が福祉避難所に指定されるわけではありませんので、念のため。

（問い合わせ先）
◇ 奄美大島介護事業所協議会事務局 きずな 勝村
TEL 55-0050 / 090-4841-7295 / kizuna-kk@opal.ocn.ne.jp

◇ 奄美市高齢者福祉課 担当 古田 （ TEL 52−1111 内線 5029 ）

災害発生時の通所系サービス事業所の
福祉避難所としての活用について

1 目的

奄美市と奄美大島介護事業所協議会及び鹿児島県介護支援専門員協議会奄美大島・喜界島支部は、在宅で生活する要介護者等（要支援者を含む。以下同じ。）が安全に、かつ、安心して住み慣れた自宅で、地域で生活できるようにするため、介護保険法に基づく通所系サービス事業所を福祉避難所として指定し、当該施設に身体的又は精神的な事由によって一般の避難所等に避難ができない要介護者等を避難させることを目的とする。

2 福祉避難所

福祉避難所とは、一般の避難所では避難生活に支障があり、特別な配慮（施設のバリアフリー化、障害者用トイレやスロープ等設備の設置、必要に応じて介護用ベッド、等）を必要とする方を受け入れる避難所である。ただし、今回の通所系サービス事業所では、重度の要介護者を受け入れる設備・人員体制等は備わっていない為、要介護者等であれば、介護保険法に基づく要介護度が要支援1～要介護2程度を想定している。

3 避難対象者

避難対象者は、日頃から利用している通所系サービス事業所の利用者を基本とする。ただし、介護支援専門員等から必要な情報が提供されて受け入れ、事業所が受け入れに問題ないと判断した要介護者等についても対象として差し支えないものとする。なお、自宅での安全確保が可能な場合や自宅が危険と考えられる場合でも近くの安全な親族や知人宅に避難することが可能な場合は対象者とはならない。

4 通所系サービス事業所における福祉避難所開設に向けた事前準備

① 事業所の場所が避難場所として安全であるかの確認
- 事業所の立地場所が土砂災害特別警戒区域（レットゾーン）外である。
- 過去の浸水実績区域等を踏まえ、近隣が浸水した場合であっても、一定期間、避難生活の空間を確保できる。

② 必要なスタッフ（介護従事者、看護従事者、他）の確保

③ 宿泊設備の確保

④ 避難者の移送手段の確保

※ 避難者の移送については、避難者の家族や周囲の方が行なうことを基本とするが、移送手段がない場合には福祉避難所が移送を担うことも可能である。

⑤ 協定書の締結（奄美市と通所系サービス事業所）

⑥ 避難者名簿（事前）の作成及び奄美市への提出

◎ FAX送信先・・・53-2002（送信表不要・きずな行き）【6月16日(金)12時締切】

災害発生時の通所系サービス事業所の福祉避難所としての活用に関する意向調査

～～～

（案）

介護保険法に基づく通所系サービス事業所の福祉避難所指定に係る
協　定　書

（目的）

第１条　この協定は、奄美市（以下「甲」という。）が、（通所系サービス事業所）（以下「乙」という。）に対し、乙が運営する事業所の施設を福祉避難所として指定し、災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合において、避難者が当該施設に避難することについて必要な事項を定めるものとする。

（該当施設及び管理運営）

第2条　福祉避難所として指定する施設は、次のとおりとする。

・　通所系サービス事業所名（施設住所）

２　避難所の管理運営は乙が行なうものとする。

（避難所開設の要請及び避難者の受入れ）

第3条　甲（高齢者福祉課）は、災害救助法に基づく警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された場合、乙に福祉避難所開設を要請する。

２　乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受入体制を整え、準備が完了した時点で奄美市（高齢者福祉課）に福祉避難所を開設した旨を連絡する。

３　乙は、避難者を受け入れた場合、速やかに受け入れ者名簿を奄美市（高齢者福祉課）に提出（FAX 又はメール）する。

（福祉避難所の開設期間及び終了）

第4条　福祉避難所の開設期間は、奄美市が「警戒レベル3「高齢者等避難」」を発令している期間とする。ただし、避難者がいなかった場合や避難者全員が自宅等へ帰宅した場合は、その時点で終了する。

（物資の支給、要援護者への支援）

第5条　乙は、避難者に対する必要な食品の給与及び寝具その他生活必需品の給与または貸与を行う。

（費用の負担等）

第6条　甲は、乙に対し、福祉避難所の開設にかかる経費について、別に定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

２　甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、また通常事業の実施の支障とならないよう、必要な物資の提供や長期避難者の受け入れ先の確保に努めるものとする。

（協議）

第7条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

（有効期間）

第8条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までにいずれの当事者から何らの意思表示がない場合、同じ条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（雑則）

第9条　この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

令和〇年〇月〇日

（甲）奄美市長　安田　壮平

（乙）法人代表者

福祉避難所運営経費の算定について

【公定価格　令和3年4月版】

① 介護費

・単独型ユニット型短期入所生活介護費

要介護１	7,380 円
要介護２	8,060 円
要介護３	8,810 円
要介護４	9,490 円
要介護５	10,170 円

・単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費

要支援１	5,550 円
要支援２	6,740 円

② 居住費

・短期入所生活介護　居住費　※ユニット型個室

１人１日あたり　　2,006 円

③ 送迎

・短期入所生活介護　送迎加算

１人片道あたり　　1,840 円

※避難者の周囲の方が送迎することを基本とし，やむを得ない場合に限る

④ 食費

・食費は，避難者から実費分を徴収してください。